

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

極上のふるさとづくりプロジェクト

～ジオツーリズムの創造・特色ある地域資源を活かした地域産業の拡大～

2 地域再生計画の作成主体の名称

京丹後市

3 地域再生計画の区域

京丹後市の全域

4 地域再生計画の目標

京丹後市は、平成16年4月に6つの町が合併して誕生した人口約6万人の市である。京都府の最北端で、日本海に面する丹後半島に位置し、東西約35キロメートル、南北約30キロメートルの広がりを持ち、501.84平方キロメートルの面積を有している。本市は、北近畿最大規模を誇るブナ林のほか、アベサンショウウオなどが生息する多彩な生態系を有する山々に恵まれており、海岸線は、その全域が山陰海岸国立公園及び丹後天橋立大江山国定公園に指定されている。国の天然記念物・名勝に指定された“鳴き砂”で有名な「琴引浜（ことひきはま）」やリアス式の海岸線が美しい「丹後松島（たんごまつしま）」、大自然がつくりあげた天かける橋「小天橋（しょうてんきょう）」など、風光明媚な地域である。

平成22年10月には、これらの地質的価値が高く評価され、本市を含む京都府、兵庫県、鳥取県の日本海側3県3市3町のエリアである「山陰海岸ジオパーク」が世界ジオパークネットワーク（GGN、本部・パリ）への加盟が決定した。平成20年12月に日本ジオパークの認定を受けていたもので、今回の世界認定は、国内で4地域目の快挙である。

本市は、古くからものづくりに関して高度な技術を有する地として知られ、全国白生地生産量の約6割を占める「丹後ちりめん」をはじめ、戦後からは、精密型打鍛造・鋳造素材加工、精密部品加工などの機械金属加工業が集積・発展してきたところである。

また観光業においても、昭和50年代ごろから「カニ」と「温泉」を中心とした誘客戦略が奏功し、平成10年には年間入込客数が約220万人に達するなど、主要な基幹産業となっている。

就業人口は、33,111人（平成17年国勢調査）で、産業別の就業割合では、第1次産業が10.9%、第2次産業が35.9%、第3次産業が52.8%となっている。

なお3年前からの世界同時不況の影響を受け、丹後地域の経済・雇用状況は、一段と厳しくなっている。地域の産業を支える人材は、市外への流出等により高齢化が進んでおり、このままでは産業を担う人材が不足することは間違いなく、地場産業・基幹産業の存続も危ぶまれる状況にある。

こうした中、地域経済の活性化に向けて、基幹産業である観光業を重点に、山林等の地域資源の循環活用によって生まれる新たな産業を複合させ、異業種間の連携を図りながら、「地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）」を活用した、各種人材育成に取り組むことにより地域産業の基盤強化、成長を促し雇用の創出、拡大を図っていく。

【具体的目標】

雇用に関する目標

単位：人

	平成23年度	平成24年度	合計
雇用創出数	29	57	86

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本計画は京丹後市の主要産業となる観光業と、将来的に拡大が期待される循環・連携型農林水産業とを連携させることにより、魅力ある産業の構築を図るとともに一連の産業振興による雇用創出を目指すことで、京丹後市の地域再生を促すことを目的としている。

計画の実施については、各種団体、行政等が行う独自の取り組みに加え、地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）を活用することにより、地域の特徴や特色

を活かした商品の開発、市民や各産業従事者の意識改革を図る研修の実施、地域資源開発コーディネーターの発掘や育成、外国人観光客の受け入れに対応できる国際感覚豊かな人材の育成、さらに、森林資源を有効活用することのできる知識やノウハウを持った森林エキスパートの育成のほか、有機農業の経営拡大、規格外農産物の販路開拓等を推進することにより、雇用の安定と創出を図り、域内の就業促進につながる施策を展開していく。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

(1) 支援措置の番号及び名称

【番号】B0902

【名称】地域雇用創造推進事業

(2) 当該支援措置を受けようとする者

京丹後市地域再生協議会

(3) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

持続可能な産業の再生を図っていくためには、地域経済の核となる観光業を振興し、雇用の創出を図ることが必要である。このことから、産業振興策の展開とあわせて、地域雇用創造推進事業において、地域の特徴や特色を活かした商品の開発とその仕組みづくり、市民や観光従事者のおもてなしの意識の向上、着地型観光の推進と観光地域コーディネーター等の人材の育成、外国人観光客の受け入れに対応できる人材育成と環境づくり、観光業についての理解、認識の向上、また森林資源等を活用したグリーンツーリズム・ブルーツーリズム・エコツーリズムの推進、農産物の新しい流通システムの開拓による地産地消の推進を行い、各産業ニーズに応じた人材を育成することにより雇用の創出を図る。

I 雇用拡大事業

① インバウンドセミナー

今年度からインバウンド事業に取り組み、東アジア圏をターゲットに誘

客拡大を図るなか、山陰海岸ジオパークが世界認定されたこともあわせ海外からの誘客を促進するため、観光事業者が外国人観光客を受け入れる体制を整えていく必要がある。そのため外国人観光客受け入れについての認識を高めるとともに、そのノウハウを取得するための研修を実施し、いつでも受け入れられる体制を整備し、それに伴う雇用の創出を図る。

②着地型観光推進セミナー

ジオツーリズムを推進するため、既存旅行事業者や新たに旅行事業の起業を希望する事業者（異業種の方も含め）に対して着地型観光の必要性等を認識するためのセミナーを開催し、観光業者の事業拡大等や雇用の促進を図る。

③ジオツーリズムコーディネートセミナー

ジオツーリズム商品を中心とした着地型旅行商品の企画開発等、旅行業務の手法とスキル、また効果的な情報発信の手法等を身につけるための研修を実施し、誘客の推進と産業及び雇用の拡大を図る。

④有機農業実践セミナー

森林資源を活用した農業（有機農業）を拡大するために必要な農業者を育成する。有機農業を実践するために必要な知識、技術を習得できる研修を実施し、有機農業の経営拡大を図ることによって雇用の拡大につなげる。

⑤販路開拓研修

市内農業者は、個人経営で零細規模の生産者が多く、販路開拓力のない生産者は、従来どおり農協に頼らざるを得ない状況である。また、農産物の流通や販売について、より戦略的に対策を検討する必要がある。そこで、農作物のマーケティングに必要なノウハウを修得するセミナーを開催し、農業者の意識改革を図り、域内のすべての農作物が流通できるように開拓するとともに、宿泊施設や飲食店における「地産地消」を推進し、それを発信することによって誘客の拡大、宿泊施設等における雇用の創出を図る。

II 人材育成メニュー

①地域特産品開発及びビジネス育成講座

既存事業所の従業員、求職者等を対象に、地域の特性、地場産業を活かした特産品等で、山陰海岸ジオパークの世界認定にちなんだオリジナルメニュー等の開発や商品化技術を習得するためのセミナーを実施する。また、

多様なバリエーションの観光ビジネスの展開を目指し、ビジネスのヒントや起業のポイント・スキルを身につける研修を行い、起業・創業者による就業促進を図る。

②ジオツーリズムコーディネーターガイドセミナー

求職者、離職者等を対象として、観光振興の橋渡し役となる着地型観光、体験型観光推進のための地域コーディネーター養成セミナーを実施する。あわせて地域の魅力を紹介するためのガイド養成講座を実施し、観光関連事業所のニーズに対応した人材の育成を図り、一層の雇用創出につなげる。

③観光おもてなしセミナー

おもてなし創出による観光地としての質向上を図るため、求職者や離職者等、また観光に関連する異業種従事者を対象に、地域の観光サービスの向上に寄与するもてなしの実践研修や地域の魅力を知るためのセミナーを実施するとともに、観光客への情報発信技術のスキルアップを目指すためのセミナーを実施し、観光関連事業所等への就職を促進する。

④外国人おもてなし実践講座

世界認定の山陰海岸ジオパークの発信により海外からの誘客を促進するため、外国人観光客のもてなしについての研修、初歩的な外国語研修の実施、また本市に在住している外国人を対象にした地域学、ガイド通訳研修を開催し、外国人観光客に対応できる人材を育成する。

⑤林業者育成研修

求職者、離職者等を対象とし、森林資源の利活用による山村の再生を図るため、森林整備を森林所有者に提案できる能力を持った人材を育成する。また、市内林業の技術力を継続するため、若い人材を確保することを目的に未経験者を対象としたチェーンソーなどの従来からの機材使用できる人材を育成する。

⑥木質燃料等の木材加工技術者育成研修

間伐した木材を有効利用するため、木材加工に必要な専門的技術を持った人材育成を図り、雇用を促進する。

Ⅲ就職促進メニュー

①インターネット等情報発信事業

本協議会のホームページを開設し運営する。重点分野における市内観光

事業所情報や本事業で実施する各種研修情報等について情報発信を行うことにより、求職者等へ手軽に情報提供を図る。また、事業所等に対しても事業内容の周知を図ることにより、事業内容をより細かく理解していただき、事業への協力を得ることとする。

②就職フェアと職場見学会及び個別相談会事業

地域求職者と地元求人事業所の就職マッチングのため、就職フェアを開催する。求職者の早期就職を支援するためのキャリアカウンセラーによる就職相談コーナーを設け、また個別相談会を開催し、求職活動の支援を行う。

5-3-2 その他の事業（支援措置によらない独自の取り組みなど）

①観光振興計画推進事業

平成21年3月に制定された京丹後市観光立市推進条例に基づく「京丹後市観光振興計画」を平成21年6月に策定。観光を町づくりのリーディング産業と位置づけ、他産業と連携した総合的、計画的な観光振興施策の実行を推進する。

②ジオパーク推進事業

世界認定を受けた「山陰海岸ジオパーク」を活かしたまちづくりを推進するため、市ジオパークネットワーク推進会の開催、ジオパークガイドの養成、市民への普及啓発活動、山陰海岸ジオパーク推進協議会の活動への参加及び協力を行っている。

③インバウンド推進事業

季節・曜日を限定しない外国からの旅行客を増やすため、東アジア地域をターゲットにし、現地旅行社を対象としたファムトリップなど誘客活動を行い、年間を通じての観光入込客数の増加を目指している。

④ほんもの体験推進事業

本市の豊かな自然、産業を活用した体験プログラムの整備及び体験事業者のスキルアップを行うとともに、地域資源や体験プログラムを活用した着地型ツアーの企画商品づくりのためのセミナー開催、製造事業者が体験型施設整備を行えるようにするための補助金の交付など、体験型観光、着地型観光の推進を行い、地場産業及び地域経済の活性化を図る。

⑤京丹後宿おかみさんの会・おもてなし創出事業

市内の旅館やホテルの女将が自ら地域の魅力を知るための勉強会、見学会等を行うことで、第一線で観光業に携わる者としての資質の向上を図ることを目的にしている。女将自ら地域のローカル鉄道に乗り込み観光案内を行う「アテンド列車」の運行を行ったり、案内所・休憩所の目印となる「お茶飲みどころつり下げ旗」（丹後ちりめん製）を作成して会員宿へ設置したりするなど、地域ぐるみのおもてなしの向上を図るための活動を行う。

⑥丹後広域観光キャンペーン協議会・丹後の食魅力づくり推進事業

丹後の重要な観光素材である「食」の魅力をより一層活用するため、食材、料理の研究協議を行うとともに、イベント等への出店、テレビ、雑誌の各種マスメディアの活用によるPRを行う。

⑦食の魅力発信事業

「食の魅力発信協力店」を募集するとともに、「食の祭典」を開催することにより誘客につながる食や観光の情報を発信している。また、冬季のカニに頼るのではなく、通年型観光を促進するための食の魅力商品開発の創出を図る。

⑧京丹後サワラの地産地消をすすめる会

近年、日本一の漁獲量を誇る府内産サワラの需要拡大とブランド化を図るための第一歩として、市内漁港で水揚げされたサワラ類を「京丹後サワラ」と命名し、市内での食文化の醸成を図る。そのために、市内すべての学校や保育所の給食食材として漁協が切り身加工品の供給を開始する。また、主婦が気軽に購入できるように主要スーパーマーケットと連携し、特別の流通方法で販売を開始。販売促進につなげるため、簡単料理レシピ集、のぼり旗、販促パネルなどを作成し、販売店に設置する。

⑨起業アイデアコンペティション事業

官学連携の包括協定を結んでいる国立大学法人・京都工芸繊維大学の学生の斬新な発想と智慧を地域振興に生かし、地域資源を活用した起業アイデアを募集し、そのアイデアを京丹後地域にある企業のニュービジネスとして展開することによって地域産業及び地域経済の活性化を目指す。

⑩森林ボランティアと環境保全啓発事業

地域住民（農業者、林業者）と都市部住民がボランティアによる協働で森林整備を行うことにより、森林の持つ公益的機能の啓発を行う。また、

森林整備を通じて都市住民との交流により、丹後人の魅力を発信することで交流人口を拡大する。また、森林の持つ公益的機能を広く啓発することを目的に、間伐材を利用した遊具作成や広葉樹の植樹活動を実施している。

⑪地域バイオマス利用促進事業

持続可能な循環型社会をめざし、「京丹後市エコエネルギーセンター」を活用し、市内の家庭や事業所から排出される生ごみの再資源化やバイオ発電、さらに、これらの過程で発生する液体残さを農作物への肥料（液肥）として活用する環境保全型農業、環境学習を推進する。

⑫認定農業者対策事業

地域農業の担い手である認定農業者の育成及び確保のため、経営改善や経営規模拡大の支援を積極的に行うほか、集落営農の農業法人への移行を支援し、次世代の後継者の確保・育成と地域雇用の増大に取り組む。

⑬有機農業推進事業

本市では、化学肥料や農薬に依存した慣行農業が主流ではあるが、地域資源の有効活用、有機物等を利用した環境低負荷型農業の普及及び推進を図ることは、地域農業を持続させていくために重要課題である。そのために、有機農業に関する基本理念及び推進計画を樹立し、農業者、農業関係機関、消費者、有識者等による検討会を組織し「有機農業推進計画」を今年度策定する。

6 計画期間

認定の日から平成25年3月末日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標については、協議会において計画の終了後にその数値を明確化することにより目標値との比較を行う中で、実施効果等を分析し、今後の事業実施方法、内容等の改善事項等の検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし